

監査報告書

令和6年5月23日

学校法人 川村学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 川村学園

監事 北村浩一郎

監事 加藤暢一

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人川村学園寄附行為第13条の規定に基づき、学校法人川村学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人川村学園の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上